

「西日本シティ TT 証券の証券総合取引約款・規定集」の 一部改定のお知らせ

「証券総合取引約款・規定集」の一部改定について(2019年7月16日適用)

◆「外国証券取引口座約款」の改定

2019年7月16日約定分より、上場有価証券(上場株式、上場ETF、上場REIT等)、外国株式、外国債券の受渡日が約定日から起算して3営業日目(現在は4営業日目)に変更になることに伴い、2019年7月16日を適用日として「外国証券取引口座約款」の第14条第2項を以下の通り改定いたします。

「証券総合取引約款・規定集」

外国証券取引口座約款 新旧対照表

(2019年7月16日を適用日として下線部分改訂)

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 第3章 外国証券の外国取引および国内店頭取引 ならびに募集もしくは売出しの取扱いまたは 私売出しの取扱い 第14条(受渡日等) (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申 込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日 から起算して <u>3営業日目</u> とします。 | 第3章 外国証券の外国取引および国内店頭取引 ならびに募集もしくは売出しの取扱いまたは 私売出しの取扱い 第14条(受渡日等) (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申 込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日 から起算して <u>4営業日目</u> とします。 |

以上